

「学習サポートから見た子どもの貧困・格差とその対策」

by 朝倉幹晴（市議・学習サポート・予備校講師）

11月4日（金）20時半～21時15分 Zoom(5日（土）10～12時、議会報告会の中で報告)

1、「貧困」に関する社会全体の動き

- ① 2010年頃より認識され始めた言葉「勝ち組・負け組」「親ガチャ」「貧困」「格差是正」
- ② 全体的な貧困と格差の増加（特に2000年代）
高度経済成長期（1960～73年）「一億総中流」、但し「寄せ場」（山谷・寿町・釜ヶ崎）
「飯場」などあり、岡林信康「流れ者」「山谷ブルース」
→バブル崩壊（1990年代）・小泉改革（労働者派遣法改正→非正規増）・リーマンショック、派遣切り、「自己責任」論→湯浅誠「年越し派遣村」（2008年）
- ③ 2010年頃から増加する「貧困」「子どもの貧困」研究
- ④ 「相対的貧困」⇔絶対的貧困 「貧困線」を下回る者 2012年16.3% 2015年13.9%
貧困線＝等価可処分所得（世帯の可処分所得＜収入から税金・社会保険料等を除いた「手取り収入」＞を世帯人数の平方根で割って調整した所得）の**中央値の半分**の値
（2018年、単身世帯約124万円、2人世帯約175万円、3人世帯約215万円、4人世帯は約248万円）
- ⑤生活保護（生活保護法、**法定受託事務**⇔自治事務）。**保護率**1.68%（約2%）、地域差あり
日本国憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活」、朝日訴訟（結核療養所、朝日茂）
生活保護不正受給バッシング、「水際作戦」「厳格化」「扶養照会」の壁
自立低所得者層の一部からの生活保護者への目線（白土三平「カムイ伝」）
貧困に対する民間の支援一炊き出し・食事提供・相談「生活相談会」（船橋）
種類「**医療扶助**（総額の約半分）・生活扶助（総額の約33%）・教育・住宅・
介護・出産・生業・葬祭扶助」（**高齢者55%**、母子世帯5%、障がい者・傷病者20%）」
- ⑥貧困に対する医療からのアプローチ
無料定額診療事業、小児科での虐待・ネグレクトの発見、歯科での口腔・虫歯（う歯）
（校医、学校歯科検診）、直接の支援活動（「新宿ごはんプラス」）

2、子どもの貧困問題（船橋市を主な例に）

①OECD対日経済審査報告書（2006年）

「子どもの貧困率が上昇傾向、OECD平均より高い、母子家庭の貧困率が特に高い」

（参考、近年、母子家庭（約120万余）・父子家庭は「ひとり親」と用語変更、離婚の背景の一つ、「産後クライシス」、養育費支払いと面会交流の離婚時未約束の問題が背景に）

②生活困窮者自立支援法・子どもの貧困対策基本法（2015年～）、はく奪指標

③朝倉、2010年ひとり親家庭、2011～15年、原発被災避難小中学生学習サポート 2015年前後の船橋市議会答弁変化（義務教育で完結→サポートが必要）



④中学生への船橋市の学習支援事業—3対象、生活保護・就学援助世帯・ひとり親

⑤子ども食堂への支援

3、両極の中高生・受験生と触れ合ってきた経験から見えてきたもの

①どちらの子たちも前向きに生きようとしている～せめて格差是正～

②2008～2022年 船橋市の中学進学率(市立90%、私立10%、変化せず、地域差あり)

③意志疎通が成立していない小4・5の「会話」～やがて互いの存在が見えなくなる～

④個人的な動きと社会的動きへ

11ひとり親 (1) 12高受、「災害支援ボランティアがんばっぺ」(船橋)

(2) (3) 13私中受→13～「きらきら星ネット」(飯田橋)(カリタス→白百合)

⑤きらきら星ネットとカトリックのネットワーク 「勉強ひろば」

⑥数学の感覚→「円」「三角形」「図形の証明」(数学に見る高校・中学受験層の違い)

⑦Lくん、Mさん(飯田橋)、Rさん、Sくん・Aさん・Sくん・Rさん・Fくん(船橋)

⑧逆転劇「ドラゴン桜」(2006年)「受験のシンデレラ」しかし、そう簡単でない。

5、児童養護施設、母子生活支援施設(ルーテル協会・ルター派)での学習サポート

特徴と役割は? 「トリカ」の試み、生い立ちの整理(life story work)、心理療法(箱庭療法(sand therapy)他)

6、格差を意識する、是正する社会を目指す視点を持つこと

①差別する側は気づかずに差別している可能性がある。「何気ない一言が人を傷つける」

②参考「格差を4人の論者と100人の若者で考える討論会」→→→→

③街を見る、街に住むこと、訪問診療で患者・家族の生活を知る。

参考、SDGs 目標1

世界では、6人に1人(3億5600万人)の子どもたちが、「極度にまずしい」暮らしをしています。

1-1 2030年までに、世界中で「極度に貧しい※」暮らしをしている人をなくす。

1-2 2030年までに、それぞれの国の基準でいろいろな面で「貧しい」とされる男性、女性、子どもの割合を少なくとも半分減らす。

1-3 それぞれの国で、人びとの生活を守るためのきちんとした仕組みづくりや対策をおこない、2030年までに、貧しい人や特に弱い立場にいる人たちが十分に守られるようにする。

1-4 2030年までに、貧しい人たちや特に弱い立場にいる人たちをはじめとしたすべての人が、平等に、生活に欠かせない基礎的サービスを使えて、土地や財産の所有や利用ができて、新しい技術や金融サービスなどを使えるようにする。

1-5 2030年までに、貧しい人たちや特に弱い立場の人たちが、自然災害や経済ショックなどの被害にあうことなるべく減らし、被害にあっても生活をたて直せるような力をつける。

1-a 開発途上国、特に最も開発が遅れている国で、「貧しさ」をなくすための計画や政策を実行していけるよう、いろいろな方法で資金をたくさん集める。

1-b それぞれの国や世界で、貧しい人たちのことや男女の違いなどをよく考えて政策をつくり、「貧しさ」をなくすためのとりくみにもっと資金などを増やして取り組めるようにする。

